

新上五島町耐震・安心住まいづくり支援事業

耐震診断等支援事業のご案内

この制度は、木造住宅の所有者が耐震診断や耐震改修計画作成などを実施する際、国・長崎県及び町が費用の一部を助成することにより、震災に強い安全なまちづくりを推進することを目的としています。

対象となる住宅は次にあげる要件を全て満たすものとし、内容は以下のとおりです。

※予算がなくなり次第終了します。また、事業の申請には決められた書類の提出が必要となりますので、事前に建設課へご相談ください。

◎耐震診断支援事業の概要

◆対象住宅（次の各号のいずれにも該当するもの）

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたことが確認できるもの
- (2) 階数が3以下のもの
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法により建築されたもの
- (4) 混構造にあっては、立体的なもので、その木造部分に限る
- (5) 所有者（町税を滞納していない者に限る。）が現に居住するもの

◆助成内容

耐震診断に要する費用46,200円のうち、30,800円を助成します。

所有者負担（1/3）
15,400円

国・県・町（2/3）
30,800円

【平成29年度分】

申込みは、
平成29年5月8日（月）から
平成29年11月30日（木）まで

◎耐震改修計画作成支援事業の概要

◆対象計画

耐震診断の結果、次に定める耐震化のための基準に適合しない住宅を、当該耐震基準に適合させるための耐震改修計画

(1) 住宅の構造耐力上主要な部分

- ①耐震診断の診断表により求められる総合評価のうち、上部構造評点が1.0以上のもの
- ②地盤・基礎についての総合評価に注意事項がないもの

(2) 敷地、非構造部材

- ①屋根葺き材や屋根等に設置された設備が、地震の震動や衝撃で落下しないもの
- ②ブロック塀や門柱等が地震の震動や衝撃で倒壊することによって、人に危害を与えないもの

◆助成内容

耐震改修計画作成に要する費用の3分の2（限度額：70,000円）を助成します。

※ご注意

耐震改修計画は、建築士法第2条に規定する建築士によって作成されたものに限り、また、耐震改修計画作成は平成30年2月28日までに終了するものに限り、



◆申込み方法・申込み後の流れにつきましては役場建設課都市計画建築班へご確認ください。

〒857-4495 新上五島町青方郷1585番地1
新上五島町役場 建設課 都市計画建築班
電話：53-1160（直通）
メール：kensetsu@town.shinkamigoto.nagasaki.jp

診断の結果を受けて行う
耐震改修工事についての
助成もごます☆（補助要件有り）